

名古屋大学東山キャンパス関係部局における倫理審査委員会に関する内規

制	定	令和2年9月1日
改	正	令和3年4月26日
改	正	令和3年6月29日
改	正	令和4年7月20日

(趣旨)

第1条 名古屋大学東山キャンパス関係部局における「人を対象とする研究等」の倫理に関する内規(以下「倫理内規」という。)第3条第2項に基づく倫理審査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項は、この内規の定めるところによる。

(責務)

第2条 委員会は、研究責任者(多機関共同研究に係る場合は研究代表者。)から申請のあった人を対象とする生命科学・医学系研究について、倫理的観点及び科学的観点から、研究者等の利益相反に関する情報を含め、中立的かつ公正に審査を行い、文書により意見を述べなければならない

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。

- 一 各関係部局の業務に従事する大学教員(講師以上) 各部局1名以上
 - 二 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者3名以上
 - 三 倫理学又は法律学の専門家1名以上
 - 四 一般の立場から意見を述べることができる者1名以上
 - 五 その他、委員会が必要と認めた者
- 2 前項の委員は、男女両性で構成されるものとする。また、前項第1号の委員は、第2号の委員を兼ねることができるものとする。
- 3 第1項第1号、第2号、第3号及び第4号委員は、関係部局の長(東山地区に限る。)からの推薦者をもって充てる。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第2号、第3号、第4号及び第5号委員は、委員長または副委員長からの推薦者をもって充てることができる。

(任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員のうちから互選により選任する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

(副委員長)

第6条 委員会に、副委員長を置き、第3条第1項第1号の委員のうちから委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある場合は、その職務を代行する。

(定足数及び議決)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすことによって成立する。

一 第3条第1項第1号～第4号の委員がそれぞれ1名以上出席すること。

二 男女両性の委員が出席すること。

三 5名以上の委員が出席すること。

2 委員会の採択は、原則として、出席者全員の合意によって決するものとする。ただし、全員の合意が得られない場合は、出席者の 3 分の 2 以上の合意をもって決するものとする。

3 委員は、自己の研究計画に係る審査に参加することはできない。

4 委員会は、審査を行うに当たって、申請者の出席を求め、申請内容等の説明等を求めることができる。

(迅速審査)

第8条 前条の規定にかかわらず、倫理内規第8条に規定する迅速審査は、本内規第3条第1項第1号の委員の持ち回り書面審査により行うものとする。

2 前項の規定に基づく迅速審査の結果については、全ての委員に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、研究戦略部研究安全管理課において処理する。

(雑則)

第10条 その他委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会の議を経

て、委員長が定める。

附 則

この内規は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年6月30日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年7月20日から施行する。